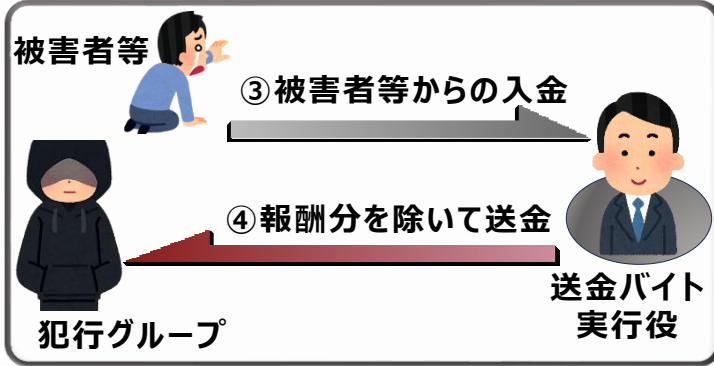


犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部が改正されます

# 「送金バイト」に罰則を新設! 「口座売買」の罰則を引上げ 「マネー・ローンダリング」対策の強化

いわゆる「送金バイト」とは・・・



★「送金バイト」 実行役の口座に入金されたお金を、指定された口座に送金し、報酬を受け取る手口

- 他人に「送金犯罪」を依頼した者  
（「送金犯罪」をするよう、広告等で他人を誘引した者も同様）  
他人から依頼を受けて「送金犯罪」を**実行した者** ※送金バイト実行役  
（自分に「送金犯罪」を依頼するよう、他人を勧誘・誘引した者も同様）
- 2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科

知らないでは許されません!!

どうしよう・・・  
送金バイトは犯罪だったんだ



「口座売買」の罰則引上げ・・・

- 預金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ  
現 行～1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科  
改正後～**3年**以下の拘禁刑若しくは**500万円**以下の罰金又はこれの併科



オレ・・・  
犯罪者になっちゃった



口座売買しちゃダメなんだ・・・



**重要!**

送金バイトも口座売買も犯罪です。  
絶対にやらない

SNS(X、スレズ等)で仕事を探す時は

**要注意!!**

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部

